

## 会 議 録

名 称	令和元年度第2回目黒区男女平等・共同参画審議会
日 時	令和元年5月30日（木） 午後6時30分～午後8時30分
会 場	中目黒スクエア 9階 会議室
出席者	(委員) 神尾、小出、岩田、薬師、山田、石塚、大本、佐藤、日吉、戸口、 福田、宮田 (区側) 総務部長、人権政策課長、事務局
傍聴者	1人
配布資料	1 目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例の改正の考え方について (資料1) 2 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 (資料2) 3 目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿 (資料3)
会議次第	1 開会 2 推進計画の改定に係る小委員会委員の選出 3 「目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例」の改正の考え方について (1) 事務局説明 (2) 意見交換 4 その他 (1) 次回の審議会の予定 5 閉会
会議の結果及び主要な発言	1 開会 会長が司会・進行 定足数の確認、傍聴者の確認 新委員自己紹介 2 推進計画の改定に係る小委員会委員の選出 ・残り2人の小委員会委員を会長が募り、日吉委員と福田委員が引き受けることを了承、小委員会委員が選出される。(神尾委員、小出委員、石塚委員、日吉委員、福田委員) ・事業評価に係る小委員会の名称を「計画改定小委員会」に、付託事項は「次期推進計画の内容の検討」に、付託期間は「令和2年3月末日まで」とすることを決定 3 「目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例」の改正の考え方について

	<p>(1) 事務局説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例」の改正の考え方について、事務局が審議事項や改正のイメージ等を資料1～2により説明</li> </ul> <p>(2) 意見交換</p> <p>(委員) 多様性という言葉を取り入れるのは、パートナーシップ制度が念頭にあるということによいか。</p> <p>(区側) 第1回審議会の資料5に少し記載しているが、昨年8月に「同性パートナーシップの公的承認に関する陳情」が区に提出され、平成30年第4回目黒区議会定例会において不採択とされた。ただし、その主な理由は、同性パートナーに限定された取組ではなく、全ての人の性の多様性が尊重される社会に向けた取組を着実に実施すべきというものであり、性の多様性を尊重する理念を条例で定め、まずは理解促進を図ることから始めていきたいと考えている。</p> <p>(委員) 条例の名称について、資料にあるとおり、名称については、現行条例でも長いと思うが、新たに多様性についての内容が加わるとさらに長くなり、より覚えてもらいにくくなる点を危惧している。名称をもう少し覚えてもらいやすいものにするのも一つの案ではないか。例えば、「多様性」を「ダイバーシティ」とし、それを管理するという意味で「マネジメント」を付け加えた「目黒区ダイバーシティ・マネジメント条例」などはどうだろうか。現行条例の制定時の経緯などもあると思うが、「男女」と「多様性」は分けて記載しなくても、「多様性」には全ての人が含まれると考えればシンプルにすることもできるのではないか。</p> <p>また、多様性の尊重に向けた取組は、これまでの日本社会のしきたりなども考慮しながら進める必要もあると思うので、マネジメントが必要だと思った。</p> <p>(委員) 法律ではカタカナを使用しないというルールがあり、条例では同じ考え方が適用されないかどうか調べた方がよい。また、ダイバーシティという言葉の対象は性だけではなく、もっと広い概念のものであり、例えば障害の有無なども含まれる。ダイバーシティは素晴らしい言葉だと思うが、現行条例の趣旨との兼ね合いで言うと、少し対象範囲が広がってしまうかもしれない。</p> <p>(委員) 男女平等の問題と性的マイノリティに対する差別の問題を同列に議論すると、一方がもう一方に影響を及ぼす形になる。性的マイノリティの問題は、社会で活躍することを妨げる差別等を取り除くのが主な視点になり、男女平等については、女性の地位向上を図る視点で議論していくため、同列に扱うことは難しいのではないか。性的マイノリティの件をこの条例に取り入れて「男女」を「全ての人」とすると、対象がぼやけてしまう。「性別」に性的指向や性自認を加えて「性別等」にするのはよいと思うが、男女に性的マイノリティの問題を加え</p>
--	--

	<p>て「多様な個人」とすると、一般的な人権尊重の話になってしまう。</p> <p>「男女及び性的少数者」という言葉に置き換えれば、名称は現行よりも長くはなるが、内容を的確に表すものにはなる。ダイバーシティについては、とても重要なことであるが、この条例でその内容を取り入れるかどうかは議論した方がよい。男女間には現在も格差があり、それを取り除こうという現行条例の男女平等・共同参画という趣旨が薄まってしまう。男女平等・共同参画に向けた社会を実現していく中で、性的マイノリティの問題も生じており、それを解決していくことも大切であるという位置付けにしないと、一般的な人権尊重条例になってしまう。</p> <p>(委員) 他自治体では、男女平等・共同参画とダイバーシティを一つの部署が担当している例もあり、多様性は大切なことであるが、条例の名称については、男女平等にはこだわり、残しておいた方がよいと思う。条例を改正することで理解促進を図るのはよいが、目黒区ではパートナーシップ制度についても区議会で意見が分かれているのが現状であり、「性の多様性」ではなく、「多様性」のみとするのも一案ではないか。男女平等を軸にしつつ、そこに多様性を加える形がよいのではないか。区から示された改正イメージの内容については、特に問題はないと思う。</p> <p>(委員) 目黒区では、例えば外国人に対する差別についての条例はあるのか。</p> <p>(区側) 外国人に対する差別についての条例はない。国際交流などについては別の部署で取組を行っている。</p> <p>(委員) 資料2にある東京都の条例を見ると、ジェンダーのほか、外国人についての内容が柱になっているように見える。</p> <p>(区側) 資料2の東京都条例については、全体的な人権についての条例となっている。目黒区の本条例は性を対象とした条例であるため、改正のイメージでは「性の」としている。目黒区の条例は、従来の男女の性差に基づくものだけではなく、あらゆる人の尊重を図る真の男女平等・共同参画を目指すものであり、その中で、これまで対応できていなかった人達にも対応していかなければならないのではないかというのが今回の改正の趣旨である。理念に性的マイノリティのことを加える形になるが、具体的な推進施策としては、従来どおり男女の性差による格差是正に向けた取組にも力を入れていき、それが薄まるとは考えていない。理念においては、男女平等・共同参画は全ての人の人権尊重を図るものであり、性的指向、性自認の問題は性的マイノリティに限った問題ではなく、全ての人に当てはまる問題として、男女平等・共同参画の取組に加えていくのが自治体の取組の潮流になりつつある。現行の推進計画にも多様な性のあり方について盛り込んでおり、あらゆる人が多様性を尊重し合える社会の実現を目指すべきであると</p>
--	---

いう審議会からの答申に基づいて計画している。今回の改正は現行条例の根本を変えるものではないこともご理解いただきたい。

(委員) 女性はマイノリティではなく、交代可能性がある。男女平等の問題は、男女間に格差がない状況になればよいが、性的マイノリティの問題は、どこまで保護すればよいかという議論になるため、それを議論する場と交代可能性がある男女平等の問題を議論する場を同じにすると、男女平等の問題に女性をどこまで保護すべきかという視点が加わったり、性的マイノリティの問題に交代可能性があるかのような議論になってしまったりするなどの支障がある。性的マイノリティの問題は、どこまで保護すべきかという「程度」の問題であり、その考え方が男女平等の問題に波及してしまうと、男女平等に対する議論が薄まることになる。

性的マイノリティの問題と男女平等の問題を一つの条例で扱うとすれば、共通点は性の問題であることである。この条例に性的マイノリティの問題を盛り込むのはよいと思うが、各論については、例えば章で分けるなどしてそれぞれの内容が薄まることを避ける必要がある。単純に「男女」を「全ての人」に置き換えることは、男女平等を推進することにとってはマイナスの効果を持つと思う。

(委員) 条例の名称イメージについて、どちらもよいと思うが、「性の多様性」としている自治体もあれば、「多様な性」としている自治体もあり、そのような言い方もあるということをお伝えしたい。

また、男女平等・共同参画は女性が勝ち得てきたものだったり、戦ってきたことの歴史を表す言葉だと思う。だからこそ、それと性の多様性が並列で記載されることは、性の多様性の観点から見てとてもよいことであると思う。性のあり方については、国連でも議論されているところだが、性には、性別、性的指向、性自認、性表現があり、どれによっても差別をしないことが性によって差別をしないことになる。これまで、性別によって差別をしないというのは、男女の性差によって差別をしてはならないということを指してきたが、それが広がってきたことを可視化するために、性的指向や性自認という言葉を使って差別してはいけないことを表すようになってきている。それらは、男女という言葉からこぼれ落ちてしまう人達を定義するための言葉であり、男女平等が後退することにはならないと思う。

(委員) ジェンダーという概念には性的指向や性自認という概念も含まれているが、この条例は男女間の差別や格差をなくするという理念の下で作られたものである。しかし、多様性の問題が注目されてきて、推進計画にもそれが盛り込まれるようになってきているため、それを明確に条例に位置付けることは賛成である。取組の方向性や対策などのあり方については、男女平等とは異なる部分もあると思うので、条例の名称としては、まず、男女平等・共同参画があり、それと同時に性の

	<p>多様性を尊重すると考えるのがよいと思う。</p> <p>(委員) 男女を対立項とするのではなく、流動的なものとして見ていくと、性的指向や性自認の問題を男女の問題として考えていくこともできるかもしれない。</p> <p>(委員) 「男女」の部分で「全ての人」とするとやはり違和感はある。この条例が制定された経緯などを考えると、男女という軸は残さなければならないのではないか。</p> <p>(委員) 「全ての人」とするとわかりにくくなるので、例えば、「男女及び性的少数者」とすれば具体的になる。内容については、性的少数者にとって平等かどうかの判断は非常に難しいが、男女平等は男性に対して女性がどのような状況かを考えれば、平等かどうかはわかりやすい。</p> <p>また、男女平等の問題は、女性にも平等な投票権があるなど、政治過程で解決できる可能性があるが、性的少数者の問題は表面化していない部分も多いことからそれが難しい。それを行政としてどのように対応していくかという議論になるため、その点においても男女平等とは性質が異なり、明確に分けた方がよい。</p> <p>(委員) 性的マイノリティの問題は、まだ偏見に満ちており、偏見をなくす段階にある。そのため、男女平等の問題とは異なるステージにあると思う。そのことが、一緒に並べた際の違和感につながっているのではないか。</p> <p>(委員) 例えば、新聞の見出しでは、長い文章はわかりにくいことから敬遠され、短くまとめられる。それを参考にすると、条例の名称については、「共同参画するとともに」の後に、「多様な」として、「社会づくり条例」につなげるのもよいのではないか。</p> <p>(委員) 女性は性的にマイノリティ扱いをされていると思う。国の代表や企業の代表者を見ても圧倒的に女性は少ない。女性に対する偏見もいまだにある。</p> <p>また、他自治体では、条例改正後に男女共同参画部署が増員なしに性の多様性も担当することになり、男女平等施策の実行力が落ちて大きな問題になっている。男女平等社会を実現するために、目黒区では男女共同参画専任の人員と予算を維持すべきである。</p> <p>もう一つ、このような話においては、国立市がよく例に出されるのだが、国立市は条例の名称も簡潔にまとめており、エンパワーメントにも配慮している。女性が上に上がっていけない原因には、自分自身によるものと自分ではどうにもならないものの2つの要因があり、自分ではどうにもならない部分に対して、それを助けるエンパワーメントに配慮した施策を展開している。多様な性については、アウトティングの禁止や本人に対して公表させることを強制させないなど、性的マイノリティの問題についてもモデルとして参考にしている。</p>
--	--

	<p>(委員) ここまでの議論を聞いていると、男女平等が薄まることを危惧する意見が多いように思う。そのことを踏まえて、区には、改正のイメージを修正するに当たって、「全ての人」とすると審議会委員に懸念を与えるということに注意して今後の作業を行っていただきたい。条例の名称については、新聞記事のようにわかりやすく短くまとめた方がよいという考え方と、しっかり内容を表す名称にした方がよいという考え方があったが、今回の場合は、新聞記事にならうよりは内容をしっかり表した方がよい気がする。</p> <p>(委員) 女性はマイノリティであるという意見があったが、マイノリティとは少数者という意味であり、実際には男性と女性の数はほぼ同じである。政治参加している女性はマイノリティであるという言い方をすることもできるかもしれないが、本来の意味でのマイノリティではない。</p> <p>(委員) 現行条例を作った際も、漢字ばかりだとわかりづらいという意見があり、ひらがなを交えてわかりやすさに配慮したという経緯がある。</p> <p>(委員) マイノリティには数が少ないという意味と社会的弱者という意味があり、社会的弱者という意味においては女性はマイノリティであると言える。</p> <p>二点目に、「『全ての人』が性別等による差別的な取扱いを受けることなく」という書き方については、他に良い表し方が見当たらない印象である。男性、女性、性的マイノリティが差別をされないということをお願いののではなく、どの人も差別をされないことを言うには、「全ての人」とするのが最も確かなのではないかと。</p> <p>三点目に、改正のイメージの中に「性的指向及び性自認に起因する日常生活の困難さ等の解消に向けた施策」と記載された部分があり、この部分が推進計画の中でどの程度議論されるのか注視していきたい。大項目になればよいが、もう少し細分化した方がよければ、教育や就労などの各分野において、研修が必要なのか啓発が必要なのかという視点で議論を深めて分けて記載してもよいのではないかと。</p> <p>(委員) 男女間の差別については、かなりわかりやすいが、性的マイノリティの差別は、どこまでどのように区別をすると差別になるのかの議論をする際に、個人の尊厳を侵すかどうかという議論に立ち戻らなければならず、性的マイノリティの差別と男女間の差別を同じ差別として同列に扱うのは、問題の捉え方が混ざってしまう恐れがあると思う。</p> <p>(委員) 「全ての人」と記載されてしまうと、一般的には内容がぼやけてしまう印象である。並列で記載することで「男女」を薄めず、かつ、何について定めている条例かがわかるような形になるのではないかと。</p> <p>(委員) 章を分けて記載する場合、並列で記載しなければならない部分は総論のみになる。</p> <p>また、例えば、現行条例の基本理念において、「家庭生活と社会生</p>
--	--

	<p>活の両立ができるよう、その責任を対等に分かち合うこと」という規定があるが、これが「男女」の話であればわかりやすいが、「全ての人」とすると意味がわからなくなってしまう。</p> <p>(区側) 「全ての人」には「男女」も含まれており、この規定は理念の部分であるため、「全ての人」としてもよいのではないかと考えた。具体的に共同参画を進めるための方法については、推進施策について定めた第10条があり、そこで男女間における問題について定めることができる。</p> <p>(委員) 性的マイノリティの人が社会的責任を対等に分かち合うとはどのような意味か。</p> <p>(区側) 性的マイノリティという人がいると二分化して考えるのではなく、従来の男性や女性という軸ではない人も含めて排除されてはいけないという意味で「全ての人」としている。</p> <p>(委員) 家庭生活と社会生活の両立と責任を分かち合うことというのは、前提として、性別による社会的役割が分かれていた歴史的な問題があり、責任を分かち合う可能性がなかったことからこのような文言になっている。性的マイノリティが社会的な役割分担において不当な扱いを受けているという歴史がないにもかかわらず、責任を対等に分かち合うと規定すると、その意味を尋ねられる可能性があるが、今の話ではそれに答えていないのではないか。</p> <p>(委員) 男女差別があったことがわかるような形で基本理念は定められるべきである。人権についても、女性の人権があるということが趣旨であるので、「全ての人」とすると、それが消えてしまう。理念では、男女の問題に対する理念と、性的指向や性自認の問題に対する理念を分けて定めた方がよいと思う。</p> <p>(委員) 男女平等の問題は政治的な問題だけではなく、アンケートなどを通じて得た社会的な問題である側面が大きい。私は、男女平等と性的指向や性自認の問題は同じ問題であると考えている。性別でも性的指向でも性自認でもその人の特性に基づいて差別をしてはいけないというのが基本的な考え方である。その意味においてこの問題を分ける必要はないと考える。性的指向や性自認の問題に歴史がなかったという点についても、それが表面化していなかっただけであり、差別がなかったというのは実際の状況とは異なる。</p> <p>(委員) 男性と女性は区別しなければならない場面がある。それは合理的な区別であり、差別ではない。しかし、性的マイノリティの問題においては、そのような区別をしなければならない場面が出てくるのか、出てきたとして、それが合理的な区別なのか議論しなければならないが、それは男女平等のような交代可能性を考えた議論の仕方とは大きく異なる。哲学的には、昔から性的指向や性自認も問題としてあるが、社会的に存在する男女不平等の問題を行政がどのように解決して</p>
--	---

	<p>いくべきかという議論をしている中で、性的マイノリティが不当な扱いをされていることについて行政がどのように対応していくべきかの議論を同列にすることはできないのではないか。</p> <p>(委員) 条例は区民に公布するものであり、一般の人が見てもわかるようにする必要があると思うが、「全ての人」とするとぼやけてしまう。条例の名称が長くなったとしても、正確に内容を表す名称にした方がよい。</p> <p>(委員) 現行条例は、条例を作る会ができて、区民の声の中から都内で初めて作られたものである。条例を作る会は、条例を推進する会として現在も活動しているが、会を作った方々の想いを残すためにも、現在の男女間の格差の問題に引続き取り組んでいただきたい。一方で、時代の趨勢として多様性についても取り入れていった方がよいと思う。ただし、多様性の中には障害者や外国人に対する理解も含まれるので、性の多様性のみではなく、それらも含めた考え方を取り入れるとよいかもしれない。</p> <p>(委員) 色々な意見が出たが、男女の問題と多様性の問題を並列にするという点においては、それ程意見に違いはないような印象である。分けて記載するというのであれば、方向性も見えてきそうである。一つにまとめて記載するか、分けて記載するかを選択の問題である。</p> <p>(委員) 男女平等の問題と性的少数者の問題があり、新しい条文がそれのみを表しているのか、それともそれ以外の全ての人を取り込むのかを検討すれば、方向性が出せると思う。</p> <p>(区側) 男女と性的マイノリティを並列に並べるのが正しいのかどうかはもう少し検討したい。課題としては、男女の性差に基づく問題と、性的マイノリティの問題の二つがあるが、理念として考える場合は並列にするのは難しい印象である。分けてしまうと、男女共同参画からはずれてしまう人の解決にはならない可能性もある。この点についてはもう少し検討したい。</p> <p>(委員) 条例の名称について、イメージに記載された二つめの名称は並列されたものになるのか。</p> <p>(区側) 二つめのイメージは並列ではなく、最終的に目指すのが男女が平等に共同参画する社会であることを強調するイメージである。並列のイメージに近いのはどちらかと言うと一つめかもしれない。並列にすると問題を区別する形になるが、理念としては、男女平等・共同参画には男女のみならず、エックスジェンダーも包括するものと考え、個別の課題においてそれぞれを分けていきたいとの考えから提示したイメージである。</p> <p>(委員) 二つめのイメージは割としっかりくる。内容部分の「全ての人」という考え方に少し違和感があったが、条例の名称としてはそれ程問題がないように思う。</p>
--	--



	<p>(委員) 二つめの案については、「し合い」の部分が気になる。例えば、「するとともに」とすると、性に関する平等を大きな問題として捉え、特に男女平等の問題に目を向けているという考え方になる。これなら広義では性の平等とし、狭義では性的マイノリティの問題と男女平等の問題があることをうまく表現できるのではないか。</p> <p>(委員) 今後のプロセスを伺いたい。</p> <p>(区側) 本日のご意見も踏まえて一つの形にしたものを提示し、それについて審議をしていただきたい。</p> <p>(委員) 今日触れていない部分についての議論をどうするか。例えば、その他の論点に記載されたセンターの名称などを条例に合わせて変更する必要があるかどうかなど。</p> <p>(区側) 条例の根本部分がまとまっていないため、次の段階には進みにくい。本日はひとまず条例の名称や推進計画の名称だけでも一定の方向性が示されるとありがたい。また、他自治体では、カミングアウトの自由やアウティングの禁止を盛り込んでいるところがあり、それらについても触れた方がよいだろう。</p> <p>(委員) 条例の経緯を尊重しながら、現行のものを基本とし、そこに時代のニーズに基づく新しい要素を追加するのはどうか。</p> <p>(委員) 「多様性」として対象を大きく広げるか、「性の多様性」として性的指向や性自認の問題を取り入れることを明確にするかのどちらかになる。</p> <p>(委員) 対象が広がりすぎるので、「性」に限った方がよいのではないか。</p> <p>(委員) 性の多様性は認知されつつある問題であり、対象がぼやけないようにするためにも明確にした方がよいと思う。</p> <p>(委員) 「多様な性」という言い方もある。</p> <p>(委員) 「多様な性」とすると尊重する対象が「性」になるが、尊重すべきなのは「多様性」ではないか。ただし、推進計画の名称については、少し工夫が必要である。</p> <p>(委員) 男女平等や共同参画に性の多様性が含まれているのであれば、推進計画の名称はあえて変えないという考え方もあるかもしれない。</p> <p>(区側) 条例の名称のイメージとしては、二つめの方がよいだろうか。</p> <p>(委員) 「尊重し合い」の部分で「尊重し、」とするのはどうだろうか。</p> <p>(区側) 名称に句読点が入ると文書担当から指摘があるかもしれない。担当に確認したい。</p> <p>(委員) 二つめのイメージで「尊重し合い」を「尊重するとともに」とし、「性の多様性」には男女の問題と性的マイノリティの問題を含んでいるが、その後の「男女が平等に共同参画する社会づくり」において、特に男女平等の問題が重要であるという位置付けにするとよいのではないか。</p> <p>(委員) 根本的な話だが、今回は一つの条例にしなければならないのか。</p>
--	---

	<p>(区側) 男女共同参画というのは、性を視点として全ての人を網羅する考え方になっており、そこから漏れている人がいるのではないかというのが今回の条例改正の出発点になっている。また、推進計画には双方の視点が入っているため、やはり別の条例にするのではなく、改正で対応すべきなのではないかと考えている。</p> <p>(委員) 第一歩としては、この条例の中に取り込むのは妥当だと思う。</p> <p>(委員) 前文にある基本理念は、どちらの問題にも共通するものである。個人の尊厳を保つためには性の問題はとても重要であり、そのことを扱うとする前文の下で性の多様性について定めることは間違いではないが、書き方が重要である。</p> <p>(委員) 資料2にある東京都の条例のような、人権尊重条例の中に性の多様性のことが入っていると一番納まりがよい印象である。</p> <p>(委員) 文言の問題はあるが、この条例に性の多様性を盛り込むこと自体は私は賛成である。</p> <p>(委員) カミングアウトの自由、アウティングの禁止について、それを盛り込むことはとても大切なことだと思うが、最も重要なのは、性的指向や性自認、性表現により差別をされないとしっかり定められることである。その上で、推進施策の中で規定することは検討する余地があると思う。</p> <p>また、「性別等」としている条例は記憶では見たことがなく、「性別、性的指向、性自認、性表現」と並べる方が一般的かもしれない。読みやすさに配慮してのことかもしれないが、念のためお伝えする。</p> <p>(委員) イメージにある「区民は、国籍、年齢、性別等にかかわらず」の記載について、「性別等」が最後にくることで、「等」の意味が性的マイノリティの問題ではなく、国籍や年齢と並列の意味に見えてしまうので、意味合いが少し変わってしまう。おそらく、イメージが「全ての人」を前提に作られたものであるためにこのような文言になったのだと思うが、「全ての人」の文言を修正するならこの部分の文言も検討した方がよい。</p> <p>(委員) 現行の文言は区民であれば外国籍の方にも適用されるという意味で使われている。</p> <p>(委員) 適用される人の規定であり、問題の対象ではないとするならば、「等」は必要ないかもしれない。</p> <p>(委員) 記載するのであれば、「『性別等』等」が正しいことになる。文言の話としては、「個人としての人権」という文言が出てくるが、人権が個人の話ではないことはあり得ず、憲法では「個人の尊厳」とされている。</p> <p>(委員) アウティングの禁止の話があったが、違反した場合の罰則は想定しているのか。</p> <p>(区側) 罰則は想定していない。何が差別に当たるかということも明確では</p>
--	--

	<p>なく、罰則を設けることは困難である。理解促進を図るという位置付けになっている。</p> <p>(委員) 性表現とはどのようなことを指すのか。</p> <p>(委員) 性表現は、服装や言葉、振舞いなどを指し、社会的な性と言われている。性自認に沿った表現をされる方もいるが、社会的な抑圧でそれができなかつたり、性自認とは異なる性表現を好む方もいる。</p> <p><b>4 その他</b></p> <p>(1) 次回の審議会の予定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・次回は7月2日を予定していたが、出席できない委員が増えたため、日程の再調整を行う旨を事務局が説明</li></ul> <p><b>5 閉会</b></p> <p style="text-align: center;">以 上</p>
--	--